

令和 2 年度ダイオキシン類調査結果

1 環境調査結果

大気、水質、底質、地下水及び土壌について、前年度に引き続き、全ての地点で環境基準を達成していました。

表 1 環境調査結果

測定媒体	測定 地点数	測定 検体数	測定結果		環境 基準	単 位	備 考		
			最小値	最大値					
大 気	5	12	0.0039	0.012	0.6	pg-TEQ/m ³	1 調査は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、県、国土交通省九州地方整備局及び宮崎市が実施しました。 2 大気については、県は夏及び冬の年2回、宮崎市は季節毎に年4回調査を実施しました。 3 調査結果における最小値及び最大値は、各調査地点の年間平均値最小値及び最大値を示します。 4 毒性等量 (TEQ) の算出には、毒性等価係数 (TEF) としてWHO-TEF (2006) を適用しました。		
公 共 用 水 域	水質	河川	16	17	0.023	0.090		1	pg-TEQ/L
		海域	2	2	0.023	0.026			
	全体	18	19	0.023	0.090				
水 域	底質	河川	14	15	0.11	1.6		150	pg-TEQ/g
		海域	2	2	0.19	0.26			
		全体	16	17	0.11	1.6			
地下水	7	7	0.022	0.042	1	pg-TEQ/L			
土 壌	9	9	0.034	12	1,000	pg-TEQ/g			

2 発生源検査結果

(1) 大気基準適用施設

① 自主検査結果

ア 排出ガス

測定結果の報告があった施設のうち、廃棄物焼却炉 1 施設で排出基準を超過していたため、焼却炉の使用を停止した上で改善を命じ、現在改善中です。

イ ばいじん

測定結果の報告があった施設のうち、廃棄物焼却炉 1 施設が埋立処分基準である 3 ng-TEQ/g を超過していましたが、適正に処分されていることを確認しました。

ウ 燃え殻

測定結果の報告があった施設については、全て排出基準以下でした。

② 立入検査結果

立入検査した施設のうち、廃棄物焼却炉 6 施設の排出ガスが排出基準を超過していたため、焼却炉の使用を停止した上で改善を命じ、5 施設については改善を確認し、残る 1 施設については現在改善中です。

表 2 大気基準適用施設検査結果

特定施設の種類の	検査媒体	自主検査施設数		立入検査 施設数
		対 象	報 告	
アルミニウム合金製造施設	排出ガス	1	1	1
廃棄物焼却炉	排出ガス	6	6	3
	ばいじん		5	
	燃え殻		2	

注) 検査対象施設は、休止施設 (4) を除く。

また、「ばいじん」については、6 施設が測定不能施設であり、「燃え殻」については、2 施設が測定不能施設となっています。

(2) 水質基準適用事業場

① 自主検査結果

測定結果の報告があった特定事業場については、全て排出基準以下でした。

② 立入検査結果

全ての特定事業場について、排出基準以下でした。

表3 水質基準適用施設検査結果

特定施設の種類	検査媒体	自主検査事業場数		立入検査事業場数
		対象	報告	
硫酸塩パルプ漂白施設	排水水	1	1	1
廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設		1	1	1
下水道終末処理施設		3	3	2
共同排水処理施設		1	1	1